

富士見パノラマ「サミットフォール」利用規定

●利用者について

1. サミットフォールの利用は、富士見パノラマリゾートおよび株式会社マウンテンワークスの許可を得た者に限ります。
2. 利用の基準は株式会社マウンテンワークスの主催する講習会への参加、または株式会社マウンテンワークスの認めた山岳ガイド・インストラクター・山岳会指導者等による適切な指導がある場合に限ります。
3. サミットフォール利用前には本規定を熟読し、内容を理解した上、自著で同意書にサインしなければなりません。シーズン中複数回利用する場合は初回のみサイン構いませんが、利用者は以後本利用規定を承諾しているものとします。
4. 利用者が18歳未満、または責任能力がない者の場合は利用登録時に親権者が同意欄に本利用規定の内容を理解し、サインをしなければなりません。
5. サミットフォール利用中の事故等に関する責任は、いかなる場合も利用者本人またはその親権者が負うこととします。
6. 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、まとめて「反社会的勢力」という）の利用はできません。

●マウンテンワークス主催講習会について

1. 講習会開催中のケガ・事故を防ぐため、講師の指示にお従いください。自己判断しかねる場合は必ず講師に質問してください。
2. 講習会の参加者が傷害、その他の事由により医療を必要と判断したときには、必要な措置をとることがあります。その際には、講師の判断にしたがっていただきます。
3. 講習会催行可否は当日の富士見パノラマリゾート運行状況により判断いたします。講習会が開催されない場合は参加費から事務手数料を引いた金額をご返金いたします。講習会が催行されたものの当日の悪天候などにより当初の目的が達せられない場合、参加費等の払い戻しは出来かねますのであらかじめご了承ください。
4. 参加者自身および身の回り品に対しての損害が次の事由による場合は、その責任を負いかねます。
 - ・ 天候、交通事故、盗難、詐欺その他やむをえない事由
 - ・ 高山病、その他疾病により生じた損害
 - ・ 講師の指示に従わないために生じた損害
 - ・ 自由行動中に生じた事故に対する損害
5. お客様ご自身の都合により参加を取りやめた場合、以下のキャンセル料金を頂きます。
二週間前まで【30%】、1週間前【50%】、3日前および無断キャンセル【100%】お預かりした費用は、「キャンセル料+こちらからご返金するために生じる手数料を引いた金額」でご返金いたします。

●サミットフォール使用方法

1. エリア内に入る際は、必ずヘルメット、アイゼン、サングラスまたはゴーグルを着用してください。
2. エリア内の落氷が予測される場所、登攀中クライマーの下には入らないようご注意ください。
3. サミットフォールは、トップロープのみ登攀可能です。リードでの登攀は不可です。ロープは、シングル規格のダイナミックロープのみ(長さ 40m・直径 9.5mm以上)使用可能です。ツイン及びハーフロープは使用不可です。トップロープの支点構築は、異なる 2 本の単管パイプから必ず二箇所以上セットしてください。支点構築には、スクリュゲート安全環付のカラビナとソウンスリングを使って、セットしてください。支点構築経験のない者、または経験の浅い者の使用は不可とします。
4. 登攀開始前にはクライマーとビレイヤーとでロープの結び・ビレイデバイスのセットを相互確認することを義務とします。
5. 1パーティで数箇所を独占しないで、混んでいるときは譲り合って使用してください。
6. 隣同士の距離を十分にとってください。
7. 飲酒後の登攀及びビレイ行為を禁止します。
8. 低い場所であってもロープをつけずに登攀することは禁止します。
9. 管理人が危険と判断した場合はいかなる理由があろうとも刻利用中止を判断する場合があることをご了承ください。

●本規定について

1. 本規定は所有者・管理者・利用者の安全な運営のために予告なく内容を変更する場合があることをご了承ください。
2. 同意書に記載された事項に関しては緊急時の連絡および管理者・利用者の安全のために以外の目的では使用いたしません。

2019年11月20日規定

富士見パノラマサミットフォール利用規定同意書

以上の利用規定に同意します。 日付 年 月 日

名前

住所

緊急連絡先(続柄)

血液型 山岳保険加入の場合は保険会社名

親権者サイン欄